

○甲南大学研究費不正の通報・告発に関する規程

平成 20 年 7 月 25 日

理事会制定

改正 平成 25 年 9 月 27 日

省略（現行どおり）

平成 30 年 11 月 30 日

令和 3 年 4 月 30 日

（目的）

第 1 条 この規程は、甲南大学研究費の不正防止に関する規程第 10 条に基づき、研究費不正に係る通報（本人からの申出を含む。以下同じ。）・告発があつたときの調査等、必要な事項を定める。

（定義）

第 1 条の 2 この規程における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 研究費 文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金、学内の研究費交付制度、受託研究・共同研究に係る研究経費及び奨学寄附金等を財源とする研究費をいう

(2) 研究費不正 次の各号に定めるところの総称をいう。

ア 故意又は重大な過失により関係する法令並びに配分機関及び本学が定める規程等に違反して研究費を使用すること。

イ 虚偽その他不正な手段により研究費の交付を受けること。

（通報・告発窓口）

第 2 条 研究費不正に関し、学内外からの通報・告発を受け付ける窓口を置く。

2 通報・告発の窓口は、コンプライアンスを担当する副学長（以下「コンプライアンス担当副学長」という。）とし、学長室の専任職員管理職が業務を補佐する。

3 通報・告発の申し立ては、書面又は電子メールにより、通報・告発者の氏名を明らかにして行う。ただし、匿名によることもできる。

4 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者に対し、研究費不正に係る通報・告発を受け付けた旨を速やかに通知する。

5 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発の内容を最高管理責任者に報告する。

（予備調査委員会）

第 3 条 研究費不正に係る通報・告発があつた場合、コンプライアンス担当副学長は、教職員から若干名の調査委員（通報・告発者及び被通報・告発者と直接の利害関係を有する者を除く。）を指名し、コンプライアンス担当副学長を委員長とした予備調査委員会を設置する。

2 コンプライアンス担当副学長が本調査の必要があると直ちに認める場合は、予備調査を省略することができる。この場合、コンプライアンス担当副学長は、第 4 条第 2 項に定める報告を行う。

3 研究費不正に係る報道又は会計検査院等の外部機関からの指摘があつた場合は、前 2 項を準用する。また、監事又は監査部からの指摘があつた場合も同様とする。

4 予備調査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

（予備調査）

第4条 予備調査委員会は、研究費不正に係る通報・告発の内容の合理性を確認し、本調査の要否を判断する。

2 コンプライアンス担当副学長は、前項の判断内容を最高管理責任者及び文部科学省又は研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告する。

3 前項の文部科学省又は配分機関への報告は、研究費不正に係る通報・告発の受付から30日以内に行わなければならない。第3条第2項により予備調査を省略した場合も同様とする。

4 本調査を実施しない場合、コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者に対し、理由を付してその旨を通知する。

（本調査）

第5条 コンプライアンス担当副学長は、本調査を実施する場合、第3条第1項に定める調査委員及び第三者（本学に属さない弁護士、公認会計士等）で構成される本調査委員会を設置する。本調査委員会の委員長はコンプライアンス担当副学長とする。

2 すべての本調査委員は、通報・告発者及び被通報・告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 コンプライアンス担当副学長は、本調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について文部科学省又は配分機関に報告し、協議しなければならない。

4 本調査委員会は、研究費不正の有無、研究費不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに研究費不正の相当額等について調査し、これを認定する。

5 本調査において研究費不正を認定しようとするときは、被通報・告発者を含む調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に弁明の機会を与える。

6 本調査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

（専門調査小委員会）

第6条 コンプライアンス担当副学長は、前条の本調査において必要あるときは、本調査委員会に専門調査小委員会を置き、同委員会から専門的な知見に基づく意見を徴することができる。

2 専門調査小委員会は、コンプライアンス担当副学長が委嘱する若干名の専門調査小委員会委員で構成し、委員長はコンプライアンス担当副学長とする。

3 専門調査小委員会は、専門調査小委員会委員以外の外部専門家を委員会に出席させることができる。

4 専門調査小委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

（研究費の一時的執行停止）

第7条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費その他の研究費の一時的執行停止を命ずる。

（本調査の結果）

第8条 本調査委員会は、第5条第4項に定める調査の認定内容、不正発生の要因、不正に関与した者が関わる研究費における管理・監査体制の状況等を含む調査結果報告書を最高管理責任者に提出し、最高管理責任者は理事長に報告する。

2 本調査委員会は、本調査結果において、研究費不正が規程等の解釈又は運用上の間違いに起因すると認める場合、最高管理責任者に対し、その原因となる仕組み又は環境等を報告し、是正と改善を求める。

（通知）

第9条 コンプライアンス担当副学長は、本調査委員会の認定内容を調査対象者に通知する。

(異議申立て)

第10条 調査対象者は、本調査委員会の決定に対して最高管理責任者に異議申立てをすることができる。

2 異議申立ては、前条に定める通知の受け取り後2週間以内に、理由を付した書面によって行わなければならない。

(審査委員会)

第11条 最高管理責任者が前条の異議申立てを受理したときは、直ちに審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、最高管理責任者が委嘱する3名の委員で構成する。

3 審査委員会は、関係書類に基づいて異議申立ての審査を行い、再調査の必要性の有無を決定し、最高管理責任者に報告する。

4 審査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(再調査)

第12条 最高管理責任者は、再調査の必要性を認めたときは、本調査委員会に再調査を命じる。

2 コンプライアンス担当副学長は、調査対象者に対し、再調査を行う旨を、又は再調査を行わない旨を通知する。なお、再調査を行わない場合は、その理由を付すこととする。

(公表等)

第13条 最高管理責任者は、研究費不正の存在に係る本調査委員会の認定が確定したときは、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、別に定める。

2 コンプライアンス担当副学長は、研究費不正の有無に関わらず、本調査委員会の認定が確定したときは、通報・告発者及び調査対象者に対し、その認定内容を文書により通知する。

3 最高管理責任者は、研究費不正が存在しないと認めたときは、調査対象者の正常な研究活動の保障と個人の名誉回復のための措置をとらなければならない。

(最終報告書等)

第14条 コンプライアンス担当副学長は、第8条に定める調査結果報告及び再発防止計画等を含む最終報告書を取りまとめ、これを最高管理責任者に報告し、文部科学省又は配分機関に提出する。また、最高管理責任者は、これを理事長に報告する。

2 前項の最終報告書の文部科学省又は配分機関への提出は、研究費不正に係る通報・告発の受付から210日以内に行わなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合、コンプライアンス担当副学長は、調査の中間報告書を文部科学省又は配分機関に提出する。

3 本調査委員会は、調査の過程であっても、研究費不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかにこれを認定し、コンプライアンス担当副学長はその旨を文部科学省又は配分機関に報告する。

4 コンプライアンス担当副学長は、文部科学省又は配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告書を文部科学省又は配分機関に提出する。

5 コンプライアンス担当副学長は、文部科学省又は配分機関からの要請があつた場合、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査への協力)

第15条 教職員は、この規程に基づく予備調査、本調査、専門調査及び再調査の実施にあたり、調査の協力を求められたときは、積極的に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 16 条 単に通報・告発したことを理由に、又は単に通報・告発されたことを理由に、通報・告発者又は被通報・告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 前条の協力者に対し、単に協力したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持)

第 17 条 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者、被通報・告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果を公表するまで、調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持の徹底を図るものとする。

(守秘義務)

第 18 条 この規程に基づいて通報・告発の処理に関係する者又は関係した者は、かかる事案に関して知り得た情報について守秘義務を負う。また、関係する職務を退任した後も同様とする。

(文部科学省又は配分機関への報告)

第 19 条 この規程の定めによりコンプライアンス担当副学長が文部科学省又は配分機関へ報告等を行う場合、予め最高管理責任者の承認を得るものとする。

(利益相反の禁止)

第 20 条 本規程に基づいて通報・告発の受付又は調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

2 コンプライアンス担当副学長が被通報・告発者となった場合は、統括管理責任者が代行する。ただし、最高管理責任者が必要と判断するときには自身が代行することができる。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 25 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

省略（現行どおり）

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。